

御中

全国私立学校教職員組合連合  
中央執行委員長 永島 民男

新潟県私立学校教職員組合連合  
中央執行委員長 宮腰 一

加茂暁星高等学校職員組合  
執行委員長 松原 直樹

にいがた私学争議団支援共闘会議  
会長 谷 正比呂

**加茂暁星高校・赤井くるみ先生、山田ユリ子先生の解雇無効裁判  
東京高裁不当判決を破棄し、公正な判断を求める最高裁あて要請署名  
および運動募金にご協力ください**

加茂暁星高校・非常勤講師の赤井くるみ先生、山田ユリ子先生の不当解雇撤回を求めた裁判で今年2月22日、東京高裁は解雇無効とした新潟地裁判決を覆す不当判決を下しました。

赤井・山田両先生は、それぞれ25年、17年の長期間雇用が継続されてきました。更新を希望すればその意に反して雇い止めされることはなく、契約更新手続きも形式的なものに過ぎませんでした。両先生は授業以外にも試験監督や成績の評価、補習、空き時間を使っての生徒の相談など、専任教員と同様の業務をおこなってきました。また、途中産休で仕事を休んだ際も私学共済への加入が中断されることなく継続してきました。

新潟地裁判決では、上記の事実にもとづき「雇用継続を期待することに合理性があった」との判断に立ち、「雇止めが有効であると認められるには、社会通念上相当とされる客観的合理的理由が存在することが必要」とし、両先生の雇止めには「客観的合理的理由がなかった」として、雇止め無効としました。

ところが、高裁判決では一般論として非常勤講師と専任教員との違いのみが強調され、地裁で認定された「雇用の継続を期待させる様々な事実」について、「根拠のないもの」としてことごとく切り捨てられてしまいました。高裁判決は、両先生の雇用実態から遊離したものであり、長年にわたって築き上げられてきた判例の流れにも逆行するものと言わざるを得ません。

以上のことから、私たちは「東京高裁不当判決を破棄し、公正な判断を求める最高裁あて要請署名」にとりくむことになりました。前回とりくんだ高裁あて署名では、全国から3万5,000筆の個人署名、1,000の団体署名が集約されるなど、多くの支援をいただきました。今回の署名は、目標を個人10万筆、団体2,000を掲げてとりくみます。いっそうのご支援をお願いいたします。

また、運動の継続・発展をはかる上で財政の確立はたいへん重要な課題です。団体募金にもご協力をお願いいたします。

記

1. 「東京高裁不当判決を破棄し、公正な判断を求める最高裁あて要請署名」に以下の通りご協力ください。

(1) 最高裁あての要請署名(5名連記)を組合員に配布してください。

署名は、組合員のご家族の方にも広めていただければ幸いです。

(2) 団体署名(黄色)にもご協力ください。

可能な限り、単組・分会等からも署名にとりくんでいただくようお願いいたします。

(3) 署名の集約日は、下記のとおりです。

第1次集約 5月18日(金) 第2次集約 6月22日(金)

(4) 署名のご返送先

〒950-0925 新潟市中央区弁天橋通1-13-13 新潟私教連書記局

2. 団体募金にご協力ください。

1口5,000円以上の募金をお願いいたします。

■お問い合わせ先 新潟私教連書記局 TEL025-286-7600 FAX025-286-7610  
Email:sikyoren@wish.ocn.ne.jp

以上